（調査の方法及び期間）

第十一条　甲調査は、調査事業所について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

一　新たに把握した調査事業所　統計調査員が調査票を調査事業所ごとに配布し、及び総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（第十四条第三項第一号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

二　前号以外の調査事業所　統計調査員が外観による確認又は調査事業所の事業主へ質問するなどして調査票に記入する方法

2　乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。第十四条第三項第二号ニにおいて同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

3　第一項の規定による甲調査は、平成三十一年六月一日から翌年三月三十一日までの間において、前項の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年四月一日から六月三十日までの間においてそれぞれ行う。

（事務の委託）

第十二条　都道府県知事は、多数の事業所がある施設について、当該施設にある調査事業所に係る第七条第二項の規定により統計調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

2　前項の場合においては、都道府県知事は、経済センサス基礎調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

3　第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	統計調査員	第十二条第一項の規定により都道府県知事から統計調査員が行うこととされているこの項の事務を委託された多数の事業所がある施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
	担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	当該施設（以下「委託管理施設」という。）
	担当調査区	委託管理施設
第七条第三項	統計調査員を設置した	第十二条第一項の規定により統計調査員が行うこととされている第二項の事務を委託した
	当該統計調査員の氏名	委託管理団体の名称
第八条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証
第八条第一項	統計調査員	委託管理団体
	その身分を示す証票	委託管理団体証
第八条第二項	統計調査員	委託管理団体に所属する者
	その事務	第十二条第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
	証票	委託管理団体証
第十一条第一項並びに第十五条第一項及び第二項	統計調査員	委託管理団体

（期間の変更）

第十三条　市町村長は、甲調査又は乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により、第十一条第三項に規定する期間（次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。）に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により、調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣は、前項の規定による報告があったとき又は乙調査（総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

4　総務大臣は、前項の規定により調査の期間を変更したときは、その旨を告示しなければならない。

（報告の義務及び方法）

第十四条　第六条第一項に掲げる事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

2　事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

3　前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　甲調査　新たに把握した調査事業所にあっては調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法、それ以外の調査事業所にあっては統計調査員の質問に答える方法

二　乙調査　調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

イ　国の調査事業所　総務大臣

ロ　都道府県の調査事業所　都道府県知事

ハ　市町村の調査事業所　市町村長

ニ　特別地方公共団体の調査事業所　都道府県知事又は市町村長

（調査票等の提出等）

第十五条　統計調査員は、第十一条第一項第二号の規定により記入した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

（結果の公表等）

第十六条　総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十七条　総務大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。